

# 時事新報

明治廿七年六月十五日(戊子) 金曜日  
 舊曆甲午五月十二日  
 入館時間 午前六時三十分  
 月出時間 午前四時三十分  
 月入時間 午後四時三十分  
 印刷時間 午前二時三十分  
 印刷部 東京市本町三丁目三十三番地  
 (西曆一千八百九十四年)  
 年報より 百九十九日  
 年未まで 百九十九日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

## 時事新報の特派員

朝鮮國東部の内亂は追々其勢力を増して今は同政府も容易に討平する能はざるのみならず諸徒は諸要地を占領して既に京城を距る二十有餘里の地に迫りたりと云ふ事態頗る堪へざるを以て本社は八重山艦に便乗を請ひ特に社員高見龜氏を朝鮮に派遣したり

本社は豫て京城に派遣しある通信者にも特に照會する所あり且つ特派員も既に出發したる事なれば今後東部黨亂の模様は電信を以て郵便を以て續々時事新報紙上に顯出すべし尙ほ艦隊の機探に依りては引續き社員の特派を要すべきを以て本社は豫め部署を定めて後報の到るを待つ

## 本紙の七月附録

本社が既に六月の附録を讀者に配布したり来る七月の初旬に第四回として發行する附録は

## 渡邊文三郎氏の富士

## 時事新報

## 密獵の取締

北海道千島近海に於ける虎密獵の事は近來我國人の注意する所を爲りて其取締の法に就て云々するものありれども政府に於ては其取締の間、僅に一隻の小軍艦を派遣し恰も申譯的の取締を爲すに過ぎず我輩の遺憾に堪へざる所なり抑も外國の密獵船が北海道に申す迄もなく或は奥州金華山の近海にも出沒して恰も日本の漁場を占領し年々非常の利益を収むるは隠れもなき事實にして我國の不利の上もある可らず彼の虎密獵の漁場は白令海の邊より我北海道の近海に連る一帶の海岸海面にして世界の漁業者は悉く此方面に集まるゝとなれば我々も云々米國と云々露國と云々何れも其近邊に土地を有して領海の近邊に他の漁業を禁し其取締を嚴重にして時として之が爲めに國際上の交渉談判を生ずる程の大第なるが故に密獵を專とするものは次第に放逐せられて北海道の近海に集まり今は殆んど日本の領海を以て世界唯一の密獵場否な公獵場を爲すもの如し近邊の倫敦タイムズに記載したる左の一項の如き其情況を見るに足る可し

英領コロンビアなるザキクトリヤ府駐在の米國領事がか昨千八百九十三年の虎密獵に關する報告中に云へるあり曰く英領コロンビアより虎密獵地に赴きたる船は五十六隻、捕獲の皮数はピッポットサオンウンドより出でたる船の分をも合せて七萬六千八百七十五枚にして從來になき多額なり而して尙ほ此外に乘船及びブリーローツプ船より出でたる船船井に露國虎密獵會の手より乗船に荷擔したるもの四萬三千三百六十六枚あり本年に在りては加那陀の船は多く日本の近海へ向け出帆したるが茲に一の觀念は日本政府が外國の漁業者に對する取締の如何に在り是等の漁業者は日本を最後の漁場と頼むものにして若し此漁場より放逐されしときは英米兩國の窮屈なる取締法に牽束せられて漁獲の方法も更に一層の練習を要するのみならず移轉し難き獲物の所在を探索する爲めに殆んど免許の期間を費すが如き困難を感ぜざるを得ざるに至る可しと彼等の口にする所なり昨年虎密獵に従事したる加那陀船の噸數は總計三千七百四十四噸にして乗組員は白人八百六名、土人四百三十二名、一隻の獲獲高最も多きものは二千七百七十二枚なり云々

此報告の文に據るも彼の密獵者が日本を以て唯一の漁場と爲し其取締の行届かざるに乗じて大に利するの情を見る可し或は他の密獵を防ぐには我遠洋漁業を奨励して彼等競争せしめ自然に之を放逐するも肝要なり取締の法を設けて履行するときは動もすれば他國と交渉の事端を開き易く時として國際の談判も免る可らず唯事を滋くするのみにして實際に利する所は少なき可しとの説もなきに非ず我漁業を奨励して領海の漁利を収むるは素より必要の手段にして假令取締の法を嚴重にして他の密獵を禁制するも日本の漁業にして感ならざるときは毫も利する所は有る可らず遠洋漁業の奨励法決して怠る可らずと雖も然りと雖も一方に於て密獵の取締は一日も等閑に付するを得ず彼の虎密獵でも決して無益の動物に非ず殊に時期にも順應せずして恰も其發育期に漁獲するときは次第に減少して遂には其跡を絶つに至る可し我國の爲めには永遠の利源を奪はるゝものにして假令一方に漁業を奨励して數年の後には彼と競争するの望みありとするも我漁場は既に彼等の爲めに散々に荒らされて收穫を減するの懸念あるのみならず若し今日この儘に放任して毫も制限を加へざるに於ては數年間の習慣、自から既得權を彼等に與へたる如き姿を成して之を回復するも容易ならざるに至る可し取締の法、一日も等閑に付す可らざる所以なり斯くて其法を設けて之を履行せんとするに今日の日如く一隻の小軍艦にて足る可し非ず漁獲の時期には少なくとも三四隻の軍艦を出して嚴重に警邏せしむるも肝要なる可し彼の密獵船の乗組員の如きは多くは世界の無賴漢にして法を怖れざる者共なれば若し取締の法を犯して我領海の區域内に侵入するも一歩も假さずして其船を拘留し時宜に據りては之を砲撃するも可なり或は時として之が爲めに交渉事件を生じて國際の談判を爲り又は他國の仲裁を仰ぐ等の事も出來するものとならん其曲直は假令如何に決するも是種の出來事は寧ろ密獵者をして我威力に恐縮せしむるの結果ある可し唯進んで履行するを以て利益を爲す可きのみ今日に當り嚴法を設けて國利を永遠に保護するは政府の職分として我輩の敢て催促する所なり

## 官報

勅令  
 朕土木技監ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
 御名 御璽  
 明治二十七年六月十三日  
 内閣總理大臣 伯爵伊藤博文  
 内務大臣 大谷 芳川廉正  
 司法大臣 大谷

## 勅令第六十六號

内務省ニ土木技監一ノ職ヲ土木技監ハ大臣又ハ大臣ノ會ヲケテ土木技監ニ任ズルノ事ヲ掌理シ及直轄土木事業ノ施行放ニ地方土木事業ノ監督ニ關スル技術上ノ事項ニ付土木技監官長ヲ指稱ス

## 大藏省令第十二號

明治二十三年(二月)大藏省令第三號國稅徵收法施行規則左ノ通改正ス  
 明治二十七年六月十四日  
 大藏大臣 渡邊國武

## 大藏省令第十三號

明治二十二年(八月)大藏省令第十號特別出納規則施行規則左ノ通改正ス  
 本年七月一日施行  
 大藏大臣 渡邊國武

特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ

○大藏省令第十三號  
 特別出納規則施行規則  
 第一條 特別出納規則第二條ニ依り外國船ノ入出帆スル者ハ第一號之出帆規則ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十一條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十二條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十三條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十四條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十五條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十六條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十七條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十八條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第十九條 外國船ノ入出帆規則ハ第六號ニ依りて之ヲ行フヘシ  
 第二十條 外國船ノ入出帆規則ハ